

渋川市(限定特定行政庁)

(4号建築物)

1. 行政庁所在地

- ① [渋川市役所](#) 〒377-8501 渋川市石原 80 番地
TEL 0279-22-2111(代) / FAX 0279-24-6541
- [渋川市役所第二庁舎](#) 〒377-0007 渋川市石原 6 番地 1 <旧ジャスコ>
TEL 0279-22-2111(代) / FAX 0279-22-2132
- [渋川市北橋総合支所](#) 〒377-8502 渋川市北橋町真壁 2372 番地 1
TEL 0279-52-2111(代) / FAX 0279-52-4008
- ・ [建設部建築住宅課](#) (第二庁舎 2 F) ダイヤルイン 0279-22-2072
 - ・ // 都市計画課 (第二庁舎 2 F) 0279-22-2073
 - ・ // 土木管理課 (第二庁舎 2 F) 0279-22-2117
 - ・ // まちづくり課 (第二庁舎 2 F) 0279-22-2118
 - ・ 水道部下水道課 (第二庁舎 2 F) 0279-22-2120
 - ・ 生涯学習部文化財保護課 (北橋総合支所) 0279-52-2102
- ② [前橋土木事務所](#) 〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 (群馬県前橋合同庁舎内)
TEL 027-234-4224 / FAX 027-236-7589
- ・ 建築係 TEL 027-234-4215 (ダイヤルイン)
- ③ [渋川土木事務所](#) 〒377-0027 渋川市金井 395 (群馬県渋川合同庁舎内)
TEL 0279-22-4055
- ④ [渋川広域消防本部](#) 〒377-0008 渋川市渋川 1815-51
TEL 0279-25-0119(代) / FAX 0279-20-1203
- ・ 予防課 TEL 0279-25-4193
- ⑤ [渋川保健福祉事務所](#) 〒377-0027 渋川市金井 394 (中部県民局渋川保健福祉事務所)
TEL 0279-22-4166 / FAX 0279-24-3542
- ⑥ 前橋地方法務局渋川出張所 〒377-0007 渋川市石原 1099-1
[渋川出張所地図](#) TEL 0279-22-0242 0279-22-0205 (証明書等交付窓口)

2. 確認申請関係

[建築確認申請\(4号建築物\)事務について](#)

確認申請書類の提出順序

建築指導課のみ

3. 必要書類

正本・副本・消防（通知物件は計画概要書に平面図を添付）・計画概要書・工事届
[建築確認申請に伴う指導](#)

4. 都市計画図

[都市計画情報の閲覧](#) [都市計画図の販売について](#)

5. その他申請書類他

- (1) 土地区画整理法第 76 条許可申請・地区計画の区域内における行為の届出（建設部まちづくり課）
許可書又は届出書の写しを確認申請書の正本と副本に添付する。

[土地区画整理事業区域内に建築物を建築するとき](#)

- (2) 都市計画法第 53 条許可申請（建設部都市計画課）
都市計画道路内に建築する場合、許可申請が必要。許可書を確認申請書に添付する。

[都市計画法等の関係について](#)

- (3) 河川区域、河川保全区域に建築する場合、許可申請が必要（渋川土木事務所・施設管理課）

- (4) 急傾斜地指定区域に建築する場合、県への届出が必要（渋川土木事務所・施設管理課）

[急傾斜指定区域内について](#)

- (5) 文化財埋蔵の可能性がある地区に建築する場合、文化財保護法第 93 条に基づく届出が必要
（生涯学習部文化財保護課）

[埋蔵文化財地区について](#)

- (6) 雨水、合併浄化槽、公共下水道等の排水経路及び放流先を記入する（計画概要書にも記入する）

6. その他

[浄化槽仕様書]

・所用部数 4 部 下水道課を經由

[浄化槽の設置について](#)

[狭あい道路の事前協議] (建設部土木管理課)

[法第42条第2項道路及び道路後退線について](#)

[狭あい道路の事前協議](#)

[省エネ法について]

- ・ 特定建築物のうち、第1種特定建築物（床面積が2,000㎡以上）は、新築・増改築及び大規模修繕の際に、第2種特定建築物（床面積が300㎡以上、2,000㎡未満）は、新築・増改築の際に、省エネ措置を所管行政庁に届け出が必要。

[省エネ法について](#)

[人にやさしい福祉のまちづくり条例について]

[人にやさしい福祉のまちづくり条例について](#)